

2012年(平成24年)2月28日 火曜日(第3種郵便物認可)

Q 当社の社員がうつ病にかかっています。精神疾患の原因が業務に起因するか否かで取り扱いが異なると聞きましたが、どのように違うのでしょうか。

社員がうつ病にかかったら



じます。

責任を負う場合があ

A 従業員が精神疾患にかかる場合、そ
の原因が過重労働など
業務に基づくものか、あるいは業務以外の個
人的事情によるものか
によって対応に差が生
じます。

過重労働などから判断

せん。私傷病の場合は、会社としては就業規則などによって休職・解雇するかが問題となります。もっとも精神疾患が業務に基づくか否かの判断は、簡単ではありません。判断のポイントは、発症前6ヶ月間の長時間労働や、業務による強いストレスの有無です。

ストレスについての長時間労働についての内容の変化、重大なものは、時間外労働時間(1週間に40時間を超えて労働した時間)が、1ヶ月45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が強くなっています。

す。時間外労働時間が1ヶ月に100時間を超えている場合、または2~6ヶ月間にわたり1ヶ月あたり80時間を超えている場合に、は、業務と発症との関連性は強いと考えます。

は、職場でストレスの原因となる何らかの出来事があり(昇格、仕事スなど)、業務以外の家庭などで特にストレス

は、時間外労働時間(1ヶ月45時間)が認められない場合に、業務との関連性が強くなっています。

(弁護士 松田健太郎)